

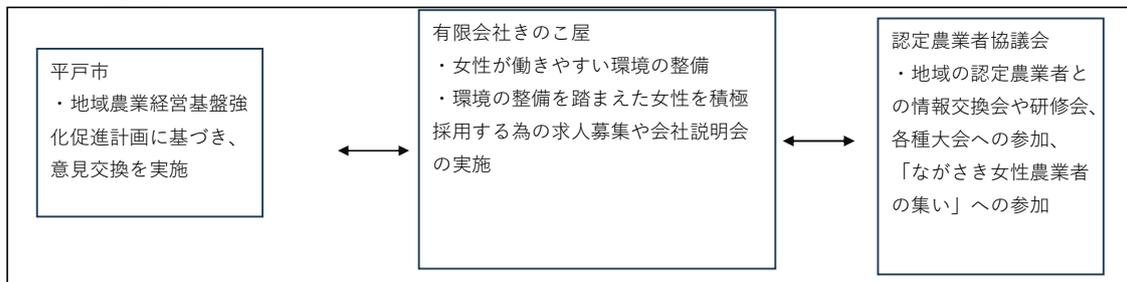
令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業  
(女性が働きやすい環境の整備支援)計画書

1 地域取組主体の概要

名称	有限会社きこのこ屋	
所在地	長崎県平戸市前津吉町605番地	
代表者	大村学	
主な組織の事業内容 (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容：きのこの生産・加工・販売 従業員数：16名（うち女性12名）</li> <li>・経営規模：約3,000㎡（品目：椎茸110t、木耳5t）</li> <li>・農業関連事業：加工品販売（干椎茸、干木耳）</li> <li>・離職率の低下を狙いとした既存の取組：出産育児休暇、女性従業員の正社員化の取組促進</li> </ul>	女性農業者の人数：12人

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題 (注)

<p><b>【地域の女性農業者の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きのこの生産拡大に向けて積極的に女性の雇用を促進していきたい考え。長崎県や平戸市が主導して、きのこの生産促進を行っているが、近年の資材高騰や単価低迷及び人件費の高騰などにより、人材確保が困難な状況になっている。当社においても人件費を含めた労働環境の整備へ投資することが難しく、女性従業員の確保が困難な状況である。</li> </ul>
<p><b>【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員は生産部門に属している。</li> <li>・現状は男女兼用トイレとなっているため女性従業員からはプライベートの確保が難しく、トイレを利用しづらいという声が多数あがっている。</li> <li>・また女性専用の更衣室及び休憩室がないため不便が生じている。</li> <li>・さらに現状はコンテナ等重量のある農業資材を手で持ち運びを行っているため、女性従業員の身体的負担が生じている。</li> <li>・今後生産部門の雇用を拡大していくために男女別トイレや女性専用の更衣室・休憩室の整備が必要となる。</li> </ul>
<p><b>【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の確保及び定着のためには、本事業で取り組む男女別トイレや女性専用の更衣室・休憩室の確保など働きやすい環境の整備を進めていく必要がある。</li> <li>・さらに現在の育児休業等の制度に加えて、出産や育児を理由に退職した従業員に対する再雇用制度や時間外・休日労働時間の削減等の制度整備を進めていく必要がある。</li> </ul>

(注) (2) の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画 (注1)

確保する施設等の区分	①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他				
区分番号 (注2)	時期	確保場所	数量	利用する女性農業者 (注3) の人数	備考
②男女別トイレ	R7.11	作業場	1	12	
③更衣室	R7.11	作業場	1	12	
④休憩スペース	R7.11	事務所横 (敷地内)	1	12	
計			3	36	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参加者、自営農業就農者 (結婚を機に就農された者を含む。)、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事する者とする。  
農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

(3) ① 一般事業主行動計画策定・公表に向けた取組計画

時期	計画策定 (見直し) に向けた取組内容	備考
R7.4	一般事業主行動計画策定・公表済 <a href="https://youritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_dtl.php?cn=145656&amp;n=%E6%9C%89%E9%99%90%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%8D%E3%81%AE%E3%81%93%E5%B1%8B">https://youritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_dtl.php?cn=145656&amp;n=%E6%9C%89%E9%99%90%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%8D%E3%81%AE%E3%81%93%E5%B1%8B</a>	

(注1) 計画策定 (見直し) に向けた取組の内容欄には、計画策定 (既に策定されている場合は、事業内容に沿った見直しも含む。) に向けた①現状把握、課題分析、②計画策定、組織内周知、公表について、それぞれの方法や内容を記載するものとする。

(注2) 実績報告の際、策定した一般事業主行動計画の写しを添付すること。

② 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組 (注)

時期	計画策定に向けた取組内容	備考
6月	・働きやすい環境整備に向けた社内会議及び有識者やコンサルタント等へ相談	
7月	・認定農業者との情報交換会 2回	
7月	・ハローワークへの求人情報 (女性農業者に対する働きやすい環境のPR) の掲載 2回 (7月~12月、1月~6月)	
8月	・求人誌への掲載 (女性農業者に対する働きやすい環境のPR) (Airワーク、タウンワーク、Indeed等) 1回	
9月	・女性向け会社説明会の実施 1回	

(注) 女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容 (例: 更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など) を記載すること。

4 女性農業者確保の目標（注）

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注）	3人				
（女性農業者の新規確保人数の内訳）					
自営農業就業者	0人	雇用就農者	1人	アルバイト等	2人

（注）事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

※ 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※ 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。